

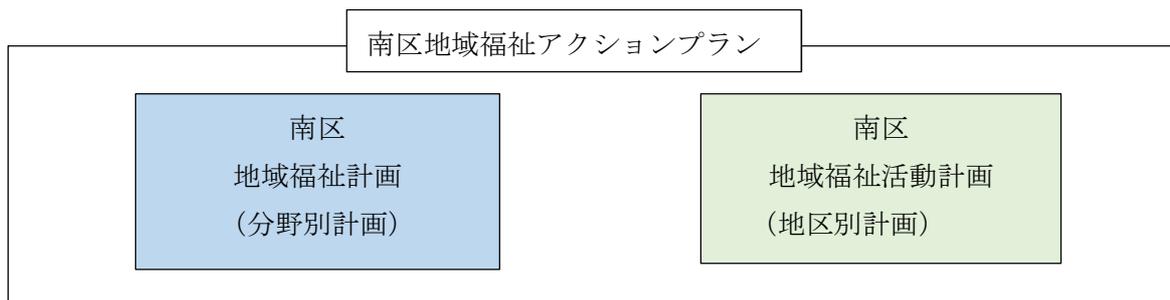
## 次期南区地域福祉アクションプラン（素案）のパブリックコメントの実施について

## ○南区地域福祉アクションプラン(地域福祉計画・地域福祉活動計画)について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条第 1 項に基づき、児童・障がい・高齢など福祉分野ごとに関連する様々な区の施策を総合的に定めた計画（分野別計画）。

「地域福祉活動計画」は、区社会福祉協議会が呼びかけ、地域コミュニティ協議会ごとに地域における地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画（地区別計画）。

南区ではこの両計画を総称して「南区地域福祉アクションプラン」としている。



## ○次期計画の策定について

- ・現計画期間が今年度で終了することから、次期計画（R3～8 年度）を今年度中に策定。
- ・分野別計画は、各コミ協や福祉団体の代表からなる南区地域福祉アクションプラン推進委員会及び分科会を開催し策定。
- ・地区別計画は、社協の呼びかけにより、各地区で座談会を開催し策定。
- ・新型コロナウイルスの影響で推進委員会及び座談会の開催が制限されたことから、計画については取組みの追加等を柔軟に行う旨を特記する。

## ○新潟市市民意見提出手続(パブリックコメント「以下パブコメ」)について

- ・新潟市市民意見提出手続条例第 3 条第 1 項第 2 号に定める「市政全般における基本的政策を定める計画及び個別行政分野における基本的な計画」に該当。
- ・市地域福祉計画と各区の計画について、パブコメを実施する予定。なお、地区別計画は、各地区が福祉活動の方針をまとめた民間の計画であり、パブコメの対象としない。

## ○今後のスケジュール(予定)

- ・令和 2 年 11 月 25 日 区自治協議会報告
- ・令和 2 年 12 月 15 日 議会報告
- ・令和 2 年 12 月 20 日 区報掲載
- ・令和 2 年 12 月 21 日～1 月 19 日 パブコメ期間
- ・令和 3 年 2 月 25 日 第 5 回南区地域福祉アクションプラン推進委員会
- ・令和 3 年 3 月 計画策定・公表